

建築物の耐震改修の計画の認定について

計画の認定

建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について認定を申請することができます。この計画が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している等の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項各号に掲げる基準)に該当するときは、認定を行います。

建築基準法の特例

耐震改修の計画について認定を受けた建築物については、建築基準法の規定の緩和・特例措置があります。

既存不適格建築物の制限の緩和

建築基準法第3条第2項の既存建築物について、耐震性向上のため一定の条件を満たす増築、改築、大規模の修繕又は大規模な模様替をしようとする場合には、建築基準法第3条第3項の規定にかかわらず、工事後も同法第3条第2項の規定の適用があります。

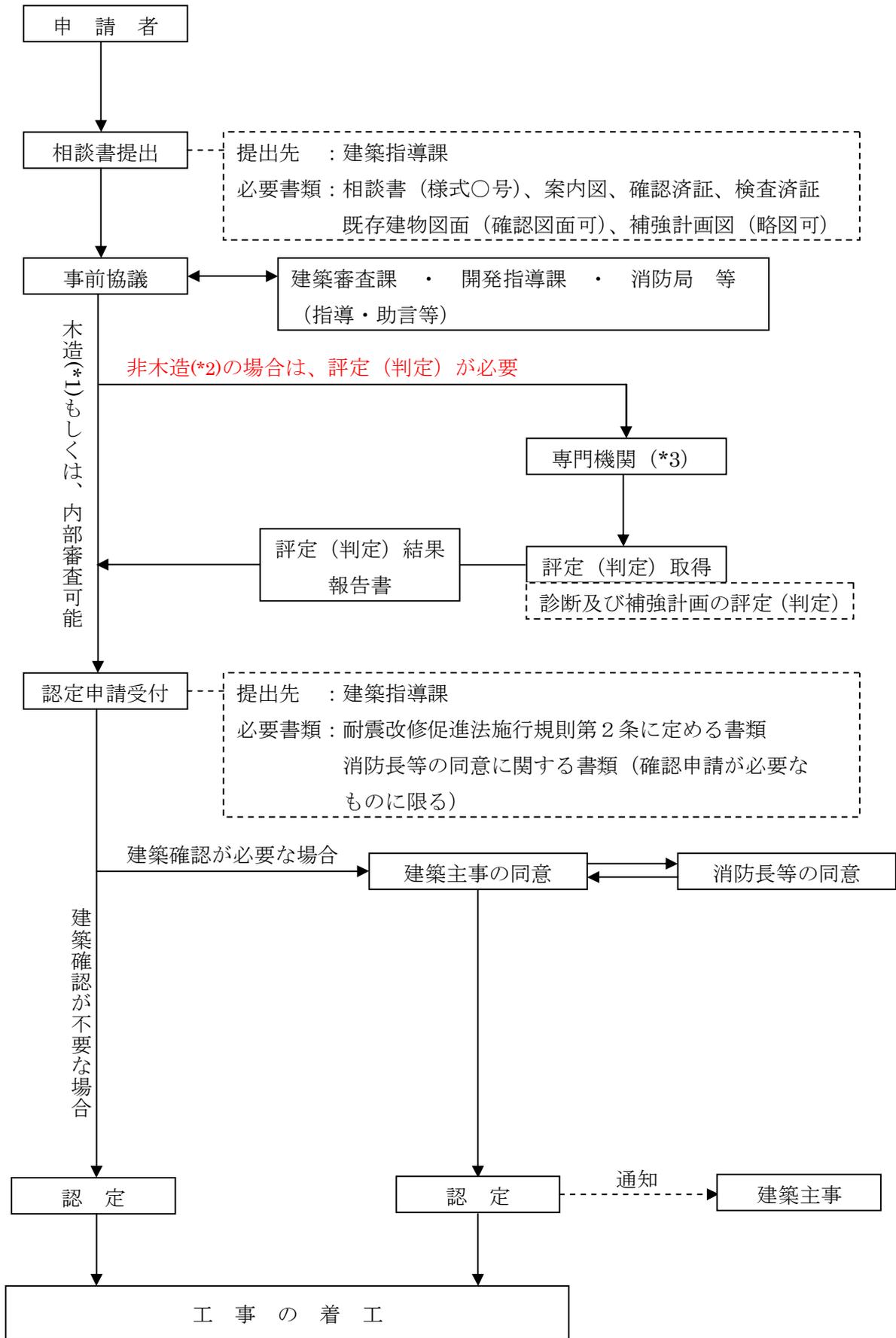
耐火建築物に係る制限の緩和

耐震性の向上のために耐火建築物に柱や壁を設けたり、柱やはりの模様替を行うことにより、耐火建築物に係る規定に適合しないこととなるときは、一定の条件を満たす場合、当該規定は適用されません。

建築確認の手続の特例

建築確認を必要とする改修工事については、計画の認定をもって建築確認があったものとみなされるので、建築基準法の手続が簡素化されます。

耐震改修計画の認定手続のフロー



(*1) 木造とは、建物構造が木造の住宅で、(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」によるもの。

(*2) 非木造とは、(*1)以外で、木造以外の鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造(部分的なものも含む)及び木造で(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」によらないもの等を含む。

(*3) 主な専門機関((財)日本建築防災協会 全国ネットワーク委員会等による

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/NetWork/NetWork.htm>)

(財)日本建築防災協会 (社)建築研究振興協会 (財)日本建築センター 日本E R I (株)
構造調査コンサルティング協会 (財)ベターリビング (財)建築保全センター 等